

液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準
(KHKS0721) 改正案に対するパブリックコメント
(意見募集) の結果について

令和3年3月2日
液化石油ガス規格委員会
委員長 小川 輝繁

この度、液化石油ガス規格委員会が作成を行っている液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準 (KHKS0721) 改正案についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、液化石油ガス規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数： 2 件

2. 対応

今回いただいたご意見に対する対応案を別添のとおり整理し、当該対応案について令和3年2月19日（金）から2月26日（金）に液化石油ガス規格委員会において審議を実施した結果、委員全員の賛成により了承されました。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 佐野、飯沼、小川

TEL：03-3436-6108

FAX：03-3438-4163

e-mail：lpg@khk.or.jp

別添

令和3年3月2日

液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準（KHKS0721）改正案に寄せられた意見に対する対応
（注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その旨、概要を取りまとめて示しています。）

整理番号	提出されたご意見(理由)の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>【該当箇所】 附属書 2 及び附属書 4 冒頭 規定に関する「ソケット部とプラグ部が一对となって製造、販売される迅速継手」の部分。</p> <p>【意見及び理由】 この表現では「ソケットとプラグをセットで販売」と捉えることもできますが、厨房機器メーカーにプラグのみ販売するケースや、老朽化等に伴いソケットがついたホースASSYだけを交換し、プラグはそのまま使うケースでは、ソケットまたはプラグ単品で販売することも想定されます。そのため、ソケットまたはプラグの単品販売が可能なが明確な規格としていただきたい。</p> <p>附属書 2 については、従来は単品販売が可能な内容であり、セット販売への変更は市場の混乱を招くこととなりますので「燃焼器用ホースに組み付けられる、または接続して用いる迅速継手について規定する」としていただきたい。</p> <p>備考欄の記述「ナンバリングの追加及び用途、サイズの明確化」からも、販売形態を変更する意図はないと思われ、“一对”という誤解を招く表現は削除を希望します。</p>	<p>本基準は、気密や流量、耐熱性等の試験において、ソケットとプラグを接続した状態での試験を定めた液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホースの製造時における材料、構造等の技術上の基準及び検査の方法を定めたものであり、今回の改正はソケットとプラグが一对で製造、販売されるものを対象とした、技術上の基準等であることを明確化するためのものであります。</p> <p>今回いただきましたご意見は、本基準に適合した一对のソケットとプラグが、市場に流通した際の単品での販売、一对での販売など販売方法に関するものであり、本基準の適用範囲外となっておりますので、改正案のとおりとさせていただきます。</p>	

整理 番号	提出されたご意見(理由)の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
2	<p>【該当箇所】 附属書 2 2.接続部の形状及び寸法 附属書 4</p> <p>【意見及び理由】 寸法の規格がない場合、複数のメーカーが参入し継手を製造した場合、メーカー間の接続を保証できなくなり、漏れや接続不完全など事故の懸念が生じます。接続の保証をするために、「一対での製造・販売」を謳うとなると整理番号 1 で述べたケースで、不要なものまで買わざるをえず消費者に不利益が生じるようになります。一対で販売したとしても、異なるメーカーの継手が付いた複数の厨房機器があった場合など、誤接続による事故のリスクが生じます。従って、安全を担保するために附属書 2 には寸法規格を残すべき、附属書 4 には寸法規格を記載するべきと考えます。</p>	<p>寸法につきましては、制定時において、一対で製造販売されることを明確にするための一つとして規定されたものです。しかし、この寸法規定があることにより制約を受け、適正な競争の阻害になっているのご意見があり、寸法がなくとも一対であることが型式などで確認できること、試験に適合すれば問題がないと判断していることから、改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、誤接続の問題につきましては、現状の寸法が規定された趣旨は上述したとおりであり、かつ、本基準は市場への流通後の誤接続を防止するための基準ではなく、一対であることを確認するためのものであり、仮に寸法規定があったとしてもその寸法を頼りに間違いのない接続をできるものでもなく、それを保証するものでもありません。また、そもそも本基準は整理番号 1 に記載のとおり、市場への流通後の誤接続に関する規定については、適用範囲外ではありますが、本基準に規定する取扱説明書において記載等を求める規定がありますので、その中で、誤接続に関する注意事項を記載していただき、それを用いて確認していただくことが実際的であると考えております。</p>	